

船舶事故等調査報告書

平成26年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第108号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年6月15日 04時29分ごろ
発生場所	山口県大島瀬戸西口 山口県周防大島町所在の大磯灯台から真方位294°160m付近 (概位 北緯33°57.2′ 東経132°10.5′)
事故等調査の経過	平成25年6月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 太平山丸、437トン
船舶番号、船舶所有者等	134082、太平海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	球状船首部及び船首船底部に凹損を伴う擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、船首約3.5m、船尾約4.5mの喫水により、石炭約1,296tを積載し、霧が発生した状況下、大島瀬戸西方海域を東進中、周防大島町笠佐島沖で霧が濃くなって大島大橋の橋桁しか見えない状況となったが、船長が、先航の旅客船が通航して行ったので、同橋に近づけば、橋脚が視認できて通航できると思い、引き続き航行した。</p> <p>本船は、西方に向かう約4ノット(kn)の潮流がある状況下、レーダーを0.25海里(M)レンジのオフセンターとして0.3~0.4M先が映るように設定し、約7knの対地速力で戒善寺礁北西方沖（大島大橋まで約0.7M）を航行していたところ、霧が更に濃くなって船首マストしか見えない状況となり、さらに、平成25年6月15日04時25分ごろ船首が潮流によって急に右方に振れたため、船長が、左方に当て舵を取ったものの、元の針路に戻らなかったことから、パニック状態に陥り、機関を中立運転として潮流に流され続け、04時29分ごろ大鼓岩付近の浅所に乗り揚げた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 霧、風向 南東、風力 1、視程 約50m</p> <p>海象：潮流 西流約4kn</p> <p>日出時刻：04時59分ごろ</p>
その他の事項	<p>船長は、濃霧の中を航行中、レーダーで船位を確認していなかった。</p> <p>船長は、当て舵を取っても船首が元の針路に戻らなかった際、近くに大島大橋の橋脚があり、同橋脚に衝突するといけないと思い、その</p>

	<p>後、左舵一杯を取らなかった。</p> <p>船長は、座礁した際、推進器の損傷が軽減できるように機関を中立運転とした。</p> <p>笠佐島北西方沖は、安全に投錨できる水域であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、約4knの西流の潮流があり、霧によって視程が約50mに制限された状況下、大島瀬戸西口を東進中、船首が潮流によって右方に振られ、船長が、左方に当て舵を取ったものの、元の針路に戻らず、機関を中立運転として潮流に流され続けたことから、大鼓岩付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>レーダーは、大島大橋が映るような適切なレンジに設定されていなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、約4knの西流の潮流があり、霧によって視程が約50mに制限された状況下、大島瀬戸西口を東進中、船首が潮流によって右方に振られ、船長が、左方に当て舵を取ったものの、元の針路に戻らず、機関を中立運転として潮流に流され続けたため、大鼓岩付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霧によって視界が著しく制限される場合には、安全な海域で投錨して視界の回復を待つこと。 ・霧中時に航行する場合には、レーダーを適切なレンジに設定し、船位を確認しながら航行すること。